

草津市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

草津市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、地域の一層の活性化、市民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に緊密な連携を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化や市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。ただし、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 健康増進および健康寿命の延伸、スポーツの振興、食育に関する事項
- (2) 熱中症予防に関する取組の推進に関する事項
- (3) 地域の暮らしの安全・安心の確保、災害時における協力に関する事項
- (4) その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関する事項

2 前項各号の具体的な事項については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲および乙は、甲または乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定書の有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による改定の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲および乙は、前項の有効期間中にかかわらず、この協定を解消しようとするときは、甲乙協議の上、解消しようとする日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消することができるものとする。

（免責事項）

第5条 甲は、乙が第2条第1項第3号の規定に基づく取組について、協力するよう努力するものであることをあらかじめ承知し、乙は、協力できなかった場合においても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、第2条の連携・協力事項の実施により知り得た相手方の秘密を相手方の承認を得ないで他に漏らし、または本協定の目的以外に使用してはならない。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲および乙は、相手方が暴力団、暴力団構成員等の反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有するとき、または不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用したときは、催告を要せず、本協定を解除することができる。

(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

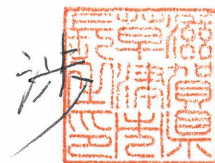
以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 4月27日

甲 草津市草津三丁目13番30号

草津市長

橋 川



乙 京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町310

太陽生命京都ビル5F

大塚製薬株式会社

京都支店支店長

塩田祐哉

